

眞の農民代表を選ぼ 7月15日は農業委員選挙

(告 示 は 7 月 8 日)

大根占町の
選挙による
定数 10 人

男二、〇七〇人
女二、二五四人
計四、三三四人

禁コ以上の刑に処されその執行を受けとがなくなるまで被選挙権の欠格者選挙犯罪による選挙

午後五時までとなつ
て い ま す

「ゆすれていな大根占人」

大根占町人口の「うつりかわり」

(毎年10月1日現在調)

区分	世帯数	人口		
		総数	男	女
大正9年 国勢調査	2,160	10,326	5,199	5,127
大正14年 国勢調査	2,174	10,267	5,140	5,127
昭和5年 国勢調査	2,201	10,935	5,439	5,496
昭和10年 国勢調査	2,298	11,456	5,671	5,785
昭和15年 国勢調査	2,309	11,872	5,845	6,027
昭和20年 人口調査	2,433	13,095	5,899	7,196
昭和22年 臨時調査	2,802	14,064	6,730	7,334
昭和25年 国勢調査	2,918	14,721	7,132	7,589
昭和30年 国勢調査	3,063	14,949	7,295	7,654
昭和35年 国勢調査	3,277	14,481	6,952	7,529
昭和36年 推計人口	3,237	14,269	6,785	7,484
昭和37年 推計人口	3,209	13,696	6,436	7,260
昭和38年 (5月1日) 推計人口	3,189	13,397	6,283	7,114

町教委では、去る五月二十日第一回社教関係者の合同協議会を開き、関係者二十名が参加して、昭和三十八年度町社会教育の振興策について協議した。

育計画の検討

1、青年、婦人学級と併せて

2、部落公民館を中心とする組織の確立をはかり総合

3、大根占の人はゆすれてい

4、例会は必ず「毎

月一回以上」開

き、身近かな体

験を出して話あ

いを行う。

2、規約のない部落

が多いため。

2、規約を作り

行事計画、予算

をたて、合理的な運営に切りか

れる。

3、婦人会に金がな

いと必ず行きづ

まる。財政を豊かにする

創意工夫をしよう。

4、役員だけに迷惑かけない

で班別、グルーブ別に

責任を分ち合って、民主

的な会運営を進めよう。

5、例会は、会員の持味を生

かして役割を分担、レク

リエーションを適宜取

り入れたのし集いにし

よ。

6、時間尊重」は教養人の

えの脱皮を期すべきだ。

7、時間尊重」は教養人の

えの脱皮を期すべきだ。

8、「時間尊重」は教養人の

に立上らねばならない、

等大変貴重な意見が出さ

れた。

9、「時間尊重」は教養人の

に立上らねばならない、

等大変貴重な意見が出さ

れた。

10、「時間尊重」は教養人の

に立上らねばならない、

等大変貴重な意見が出さ

れた。

◎ 税金は期日までに必ず納めましょ！

「必ず例会を開き話あいを」

… 町婦人幹部研修会で …

■ 生活改善について

1、朝十時のお茶を

廃止しよう。

2、お産後の派手な名付祝い

を合理化しよう

取り入れよう。

3、働き栄養の攝取

一シヨンも適宜

経験を話しあい

4、産休日の完全実

で深めよう。

で深めよう。

5、例会は、会員の持味を生

り入れたのし集いにし

よ。

所得を高め、くらしがよくならなければ商店街の発展も町政の進展も期せられないのですが、現在のままの經營方法や考え方では、その目的は達せられないで本年度に計画地域の指定を受けて、一年間じっくり計画を樹立して来年度から実施ができるよう農家の皆さんとの理解を得たいと考えておりますが、まだ農業構造改善とはどんなものか判らない人が多いと思いまので以下詳述いたします。

農業基本法ができてからも
早一ヶ年余りになりましたが
まだ実際に農業の変化はあ
まりありませんが、その対策の
一つとして農業構造改善事業
が、昨年から実施の段階に入
り鹿児島県においても大崎町
知覧町、姶良町などが、事業
に着手しております。構造改
善事業のすすめ方は、一応計
画地域の指定を国から受けて
基本調査を綿密にやって、改
善計画を樹て国や県の承認を
得て実施の段階に入るのです
ります。本町においても、住
民の七割以上を占める農家の

農業構造改善とはどんなことか

して一人で耕作する面積をふ も畜舎を
やし機械の力をかりて手間を という制
はふき、これから消費の伸び いうのが
ることが約束されている畜産 そこで何
なり果樹など各地に適した農 らなけれ
産物を取り入れ収入も都会な どになりよう
みになるような経営に切り替 どのよう
えることが構造改善の大筋な うことで
のです。 つりあい

る適正な規模の農家
法ではこのような農
経営農家とよんでい
るということです。

同經營をやることなども自立 地を出資できることも農地注
經營ができる一つの手段とも 農協法の改正によってでき
いえます。そこでこのような ようになりました。しかし、
自立經營農家を育てるために 信託制度における小作料の猶
は資金の面と現行制度上の欠 のことや農地を移動する場合
陥があるわけですが、国はど の譲渡所得や不動産取得税を
のような処置を考えているか とられることはまだそのまま
ということになりますが、ま になっています。經營資金の
づその一つの手段として構造 点では農業近代化資金が既に

ま と ゆ る

す。しかし農地を買取るための資金は従来の自作農創設資金による融資のほかは、まだ新しい制度はできていません。その他に制度上の問題になるのは農家の相続とか、農業教育事業の充実とか農業外の職業教育、農村の工業振興などがそのままになっております。しかし、ここで忘れてはならないことは農業構造改善といふことは農業を建直すあらゆる方法なり、手段を含んだ非常に巾の広いものであるということです。今政府がやろうとしている構造改善事業とはその中で政府が直接助成しようとするものだけまとめたものですから、政府の助成のあるものだけをやればそれで全部が改善されるというのではなくということ、農業の建直しはどうしてもわれわれの手によって、なし遂げなければならぬという農家の皆さんのは熱意と自主的な工夫によつ